

宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請

(1) 氏名

順番	書類の名称	主な留意事項
1	様式第7号 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	・「申請者に関する事項」欄は、変更があった項目のみ記入すること。
2	戸籍抄本 (発行日から3か月以内のもの)	
※有効な宅地建物取引士証をお持ちの方は、以下についても提出してください。		
3	様式第7号の4 宅地建物取引士証書換え交付申請書	・手数料として、青森県証紙4,500円分を貼付。消印はしないこと。
4	宅地建物取引士証	
5	顔写真	<ul style="list-style-type: none"> ・縦3cm×横2.4cm(顔2cm程度) ・申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身及び無背景のカラー写真。 ・ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの又は画像を加工したものは不可。

(2) 住所


1	様式第7号 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	・「申請者に関する事項」欄は、変更があった項目のみ記入すること。
2	住民票の抄本 (発行日から3か月以内のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの記載がないもの。 ・外国籍の方は、国籍等並びに在留カードに記載の在留資格、在留期間、在留期間満了の日及び在留カードの番号または特別永住者証明書の番号の記載のあるもの。
※有効な宅地建物取引士証をお持ちの方は、以下についても提出してください。		
3	様式第7号の4 宅地建物取引士証書換え交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引士証に裏書できる欄がある場合は、手数料は不要。 ・裏書する欄が足りない場合は、新たに宅建士証を発行するため、手数料として、青森県証紙4,500円分を貼付。消印はしないこと。
4	宅地建物取引士証	
5	顔写真	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引士証に裏書できる欄がある場合は不要。 ・縦3cm×横2.4cm(顔2cm程度) ・申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身及び無背景のカラー写真。 ・ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの又は画像を加工したものは不可。

(3) 本籍地

1	様式第7号 宅地建物取引士資格登録簿変更登録 申請書	・「申請者に関する事項」欄は、変更があった項目のみ記入すること。
2	戸籍抄本 (発行日から3か月以内のもの)	

(4) 従事先

1	様式第7号 宅地建物取引士資格登録簿変更登録 申請書	・「申請者に関する事項」欄は、変更があった項目のみ記入すること。
---	----------------------------------	----------------------------------

の書類は、法定様式。